

俱知安町比羅夫 1 号・2 号井戸地区水資源保全地域に係る
指定の区域及び地域別指針

北海道水資源の保全に関する条例(平成 24 年北海道条例第 9 号。以下「条例」という。)
第 17 条第 4 項の規定に基づき、俱知安町比羅夫 1 号・2 号井戸地区水資源保全地域に係
る指定の区域及び地域別指針を次のとおり定める。

1 指定の区域

名称	指定の区域
俱知安町比羅夫 1 号・ 2 号井戸地区水資源保 全地域	虻田郡俱知安町字高嶺 2 番地 5、2 番地 7、2 番地 13、2 番地 113、2 番地 226 から 249 まで、2 番地 252、2 番地 254 から 299 まで、2 番 地 301 から 330 まで、32 番地 1 から 2 まで、33 番地 1 から 4 まで、 字比羅夫 240 番地 4、240 番地 7 から 9 まで、240 番地 11 から 13 ま で、240 番地 15 から 22 まで、241 番地 1、242 番地、243 番地 1、279 番地、281 番地 1 から 2 まで、287 番地 3 から 4 まで、288 番地 1、 289 番地 1 から 4 まで、290 番地 1 から 11 まで、291 番地 1、291 番 地 3 から 5 まで、292 番地 1、292 番地 3、293 番地、295 番地 1、296 番地 1 から 2 まで、296 番地 4、297 番地 1 から 2 まで、298 番地 1、 298 番地 3、298 番地 5 から 8 まで、299 番地、300 番地、301 番地 1 から 3 まで、302 番地 1 から 2 まで、303 番地 1、303 番地 4、303 番 地 6、304 番地 2、306 番地 1 から 4 まで、306 番地 21、306 番地 23 から 44 まで、309 番地、336 番地 1、337 番地 2、338 番地 4 から 6 ま で、340 番地 1、340 番地 3 から 5 まで、342 番地 3 から 13 まで、343 番地、346 番地 3、347 番地 1、349 番地 1、349 番地 4 から 8、351 番 地、352 番地 2、353 番地 4 から 18 まで、355 番地 1 から 2 まで、355 番地 6 から 12 まで、357 番地 3、357 番地 5、358 番地 2、359 番地、 360 番地 1 から 2 まで、360 番地 4、361 番地 1、362 番地、363 番地、 364 番地、365 番地 1 から 3 まで、366 番地 1 から 4 まで、367 番地 1、367 番地 7 から 34 まで、369 番地 1 から 8 まで、370 番地 3、370 番地 5 から 9 まで、370 番地 19 から 23 まで、371 番地 1、371 番地 3、371 番地 5 から 10 まで、372 番地 4 から 9 まで、372 番地 11 から 15 まで、373 番地 3 から 23 まで、374 番地 3、374 番地 5 から 16 ま で、489 番地 1 から 2 まで、490 番地 1、491 番地 1、496 番地 1、498 番地 1 から 4 まで、499 番地 1 から 2 まで、500 番地 1 から 7 まで、 501 番地、502 番地 2 から 3 まで、503 番地 1 から 3 まで、504 番地 1 から 2 まで、505 番地 1 から 2 まで、506 番地 1 から 6 まで、507 番 地 1 から 5 まで、509 番地 1 から 2 まで、510 番地 1 から 5 まで、511 番地 1 から 13 まで、512 番地、513 番地、514 番地 1 から 8 まで、 515 番地 1 から 5 まで、516 番地、517 番地、574 番地 1、575 番地 1、 577 番地 1 から 2 まで、578 番地、579 番地 1 から 2 まで、580 番地、 581 番地、583 番地、584 番地、585 番地、586 番地 1、2404 番地、 2405 番地 1 から 3 まで、20301、20303、25243、30263、30264、30267、 30268、30269、30270、 道有林後志管理区内 1 林班 01 小班、1 林班 04 小班、1 林班 06 小班 から 08 小班まで、1 林班 51 小班、1 林班 57 小班、2 林班 2 小班、2 林班 5 小班、2 林班 51 小班から 52 小班まで、2 林班 54 小班から 56

名称	指定の区域
	小班まで、2 林班 58 小班から 64 小班まで、2 林班 90 小班、2 林班 95 小班、44 林班 4 小班 ※倶知安町比羅夫 1 号・2 号井戸地区水資源保全地域区域図に示すとおり

2 地域別指針

(1) 指定の区域に関する基本的事項

対象区域	<p>当該区域は、地下水から原水を取り入れていることから、羊蹄山からの地下水を取り入れる比羅夫 1 号井戸・2 号井戸の取水施設が設置されている地点から一定距離の区域とした。</p>
面積	<p>5, 172, 258 m² (ニセコ町市街地区水資源保全地域との重複 170,000 m²を含む。)</p>
区域設定の考え方	<p>当該区域の 2 つの取水地点のそれぞれから半径 1 km の範囲を基本として、地番(林班)単位の区域で国有地を除き水資源保全地域とした。</p>
対象区域の状況	<p>対象区域は、国土利用計画法に基づく北海道土地利用基本計画において農業地域、森林地域及び自然公園地域に区分されているほか、森林法に基づく倶知安町森林整備計画において水源涵養林(一部、水資源保全ゾーン)、山地災害防止林、保健・文化機能等維持林及び木材等生産林に指定される森林、土砂流出防備保安林、保健保安林、農業振興地域の整備に関する法律に基づく農用地区域、また、自然公園法に基づく支笏洞爺国立公園第 1 種、第 2 種及び第 3 種特別地域が所在する区域である。</p> <p>さらに、比羅夫 1 号・2 号井戸の取水施設(給水人口:1,184 人、給水量:2,132 m³/日)の周辺区域であることから、水量や水質への悪影響がないよう、適正な土地利用の確保を図る必要がある。</p>

(2) 指定の区域において土地所有者等が配慮すべき事項

水資源保全地域は、水資源の保全のために特に適正な土地利用の確保を図る必要があると認められる区域であり、その土地利用については、現在及び将来の道民の健康で文化的な生活の確保に寄与し、本道の豊かな水資源がもたらす恩恵を現在と将来の世代が享受できるよう、その保全を図る必要があることから、倶知安町比羅夫 1 号・2 号井戸水資源保全地域内の土地所有者等は、別表に掲げる法令をはじめとした土地利用に関する法令に基づき必要な手続等を行うとともに、次の事項に配慮し土地利用を行うものとする。

ア 水資源の確保や水質への影響が懸念されるような取水行為や開発行為など水資源の保全に支障を来すおそれのある土地利用は、極力避けるよう努めること。

イ 水源の涵養に大きな役割を果たしている森林の適切な整備及び保全を行うなど、水資源の保全のために必要な措置を講ずるよう努めること。

ウ 周辺の自然環境や土地利用状況等と調和した土地利用を行うよう努めること。

別表

要件	必要な手続等		根拠法令等
土地取引行為を行う場合	事前届出	土地に関する権利を有している者は、契約の3个月前に、その旨倶知安町では倶知安町長、ニセコ町では知事に届け出ること。	北海道水資源の保全に関する条例
一定面積以上の土地取引行為を行う場合	事後届出	10,000 m ² 以上の土地の場合、土地取得者（買主等）は、契約締結後の2週間以内に、倶知安町長又はニセコ町長を経由して、知事に届け出ること。	国土利用計画法
新たに民有林の土地の所有者となった場合	事後届出	新たに民有林の土地の所有者となった場合は、所有者となった日から90日以内に、倶知安町長又はニセコ町長に届け出ること（国土利用計画法による届出をした場合は、届出不要）。	森林法
農地又は採草放牧地を売買又は貸借等をする場合	許可	農地又は採草放牧地を売買又は貸借等をする場合は、売主（貸主等）と買主（借主等）が連署で倶知安町農業委員会又はニセコ町農業委員会に申請を行い、許可を受けること。	農地法
農地を転用等する場合	許可	農地を転用する場合及び農地又は採草放牧地を転用するため所有権、賃借権等の権利を設定又は移転する場合は、知事の許可を受けること。	農地法
国指定史跡名勝天然記念物の所有者となった場合	事後届出	国指定史跡名勝天然記念物の新たな所有者となった場合は、20日以内に文化庁長官に届け出ること。	文化財保護法

要件	必要な手続等		根拠法令等
国内非居住者が不動産を取得する場合	事後届出	国内に居住していない者が不動産を取得する場合は、居住の用に供するためのものなどを除き、20日以内に財務大臣に届け出ること。	外国為替及び外国貿易法
土地利用を行う場合	北海道土地利用基本計画に沿った土地利用を行うこと。	<p>北海道土地利用基本計画の土地利用計画図において、「農業地域」として、農用地として利用すべき土地があり、総合的に農業の振興を図る必要がある地域と位置づけられている区域があることから、土地利用については、農用地が食料生産にとって重要な基盤であることから現況農用地は極力その保全と有効利用を図るなど、同計画に基づいた土地利用に努めること。</p> <p>北海道土地利用基本計画の土地利用計画図において、「森林地域」として、森林の土地として利用すべき土地があり、林業の振興又は森林の有する諸機能の維持増進を図る必要がある地域と位置づけられている区域があることから、土地利用については、森林の有する諸機能が発揮されるようその整備及び保全を図るなど、同計画に基づいた土地利用に努めること。</p> <p>北海道土地利用基本計画の土地利用計画図において、「自然公園地域」として、優れた自然の風景地で、その保護及び利用の増進を図る必要がある地域と位置づけられている区域があることから、土地利用については、大規模な開発行為その他自然公園としての風景の保護に支障を及ぼすおそれのある土地の形状変更等の行為は極力避けるなど、同計画に基づいた土地利用に努めること。</p>	国土利用計画法
建築物や特定工作物の建築等のために行う土地の区画形質の変更を行う場合	許可	都市計画区域外であることから、1ha以上の建築物や特定工作物の建築等のために行う土地の区画形質の変更を行う場合、知事等の許可（開発許可）を受けること。	都市計画法

要件	必要な手続等		根拠法令等
一定規模を超える建築物等の建設、開発行為等の行為を行う場合	事前届出	北海道景観計画に基づき、一定の規模を越える建築物・工作物の新築・増改築、開発行為等を行う場合、着手の30日前までに知事に届け出ること。	景観法
屋外広告物を掲出する場合	禁止	屋外広告物の禁止地域に指定されている地域があることから、区域内で屋外広告物を掲出してはならない。	北海道屋外広告物条例
森林の施業等を行う場合	市町村森林整備計画に沿った森林施業等を行うこと。	森林施業及び保護を行う場合は、倶知安町森林整備計画又はニセコ町森林整備計画において、水源涵養林(水資源保全ゾーン)、山地災害防止林、保健・文化機能等維持林、木材等生産林にゾーニングされていることから、市町村森林整備計画におけるゾーニングに即した施業等に努めること。	森林法
民有林の立木の伐採等を行う場合	事前届出等	民有林の立木を伐採しようとする場合は、伐採を始める90日から30日前までに、伐採及び伐採後の造林の方法等を倶知安町長又はニセコ町長に届け出ること。また、届出に基づき造林が完了した場合、造林完了から30日以内に倶知安町長又はニセコ町長に森林の状況報告書を提出すること。	森林法
森林経営計画の対象となる森林について、計画に定められている立木の伐採等を行う場合	事後届出 (計画は事前に記載)	一定の要件を満たすものとして倶知安町長又はニセコ町長等の認定を受けた森林経営計画の対象となる森林について、当該計画に定められている立木の伐採等をした場合は、終了後30日以内に倶知安町長又はニセコ町長等に届け出ること。	森林法
保安林の立木の伐採等を行う場合	許可等	土砂流出防備保安林、保健保安林に指定された区域があることから、保安林の立木の伐採等をしようとする場合は、知事の許可等を受けること。	森林法
1haを超える森林の開発行為を行う場合	許可	地域森林計画の対象となっている民有林において1haを超える開発行為(土地の形質を変更する行為)をする場合は、知事等の許可を受けること。	森林法

要件	必要な手続等		根拠法令等
農用地区域内の開発行為を行う場合	許可	農業振興地域の農用地区域に指定されている区域があることから、区域内で土地の形質変更や工作物の設置等をする場合は、知事又はニセコ町長の許可を受けること。	農業振興地域の整備に関する法律
一定の規模以上の土地の形質の変更を行う場合	事前届出	3,000 m ² 以上(現に有害物質使用特定施設を設置している土地にあつては 900 m ² 以上)の土地の形質を変える行為を行う場合は、着手予定日の30日前までに、知事に届け出ること。	土壌汚染対策法
特定の開発行為を行う場合	許可	1ha以上の1団の土地について行われるスキー場・キャンプ場・乗馬場・射撃場・アーチェリー場・車両競争場の建設、これらの施設を2以上有する施設の建設、資材置場又は工場用地の造成、土石の採取を行う場合は、知事の許可を受けること。	北海道自然環境等保全条例
専用水道の設置等を行う場合	事前確認	100人を超える者に水を供給する、又は一日最大給水量が20立方メートルを超える自家用水道等を設置する場合は、工事着手前に知事の確認を受けること。	水道法
専用水道の設置等を行う場合	事後届出	既にある水道施設について、居住者の増加に伴い、水の供給が100人を超える場合は、知事に届け出ること。	水道法
自家用工業用水道の布設を行う場合	事後届出	給水量が一日当たり5千立方メートル以上の自家用工業用水道を布設した場合は、給水開始後すぐに経済産業大臣に届け出ること。	工業用水道事業法
汚水又は廃液を排出する施設を設置する場合	事前届出	汚水又は廃液を排出する施設(特定施設)を設置する場合は、工事に着手する60日前までに知事に届け出ること。	水質汚濁防止法
下水道法による特定施設を設置する場合	事前届出	人の健康や生活環境に悪い影響を与える物質を排出するおそれのある施設として法令に定める特定施設の設置等を行う場合は、着工の60日前までに、倶知安町長又はニセコ町長に届け出ること。	下水道法
廃棄物処理施設を設置する場合	許可	廃棄物処理施設を設置又は変更する場合は、知事の許可を受けること。	廃棄物の処理及び清掃に関する法律

要件	必要な手続等		根拠法令等
廃棄物処理施設のうち一定の施設を設置する場合	事業計画書の提出	廃棄物処理施設のうち一定の施設を設置又は変更する場合は、水道水源となる原水に影響を与えるおそれがないよう配慮等し、知事の求める事業計画書を提出すること。	北海道循環型社会形成の推進に関する条例
国立公園特別地域内で工作物の設置等を行う場合	許可	支笏洞爺国立公園第1種、第2種及び第3種特別地域に指定されている区域があることから、区域内で工作物の設置、木竹の伐採、土石の採取、河川・湖沼等の水量に増減を及ぼす行為、土地の形状の変更などを行う場合は、環境大臣の許可を受けること。	自然公園法
周知の埋蔵文化財包蔵地で土木工事等を行う場合	事前届出 事前協議	周知の埋蔵文化財包蔵地で土木工事等を行う場合は、着工の60日前までに北海道教育委員会に届け出ること。 また、事業地内に包蔵地がある、隣接する、所在する可能性がある場合、総工事面積が1ha以上の場合は、開発事業等の計画策定時に包蔵地の有無等を地元教育委員会に照会の上、必要に応じ北海道教育委員会に協議すること。	文化財保護法
国指定史跡名勝天然記念物の現状変更等を行う場合	許可	国指定史跡名勝天然記念物に指定された区域があることから、当該記念物の現状の変更、保存に影響を及ぼす行為をする場合は、文化庁長官の許可を受けること。	文化財保護法
特定工場を設置等する場合	事前届出	敷地面積 9,000 m ² 以上又は建築面積 3,000 m ² 以上の特定工場（製造業、電気・ガス・熱供給業者）を設置、変更等を行う場合は、工事等の開始の90日前までに、俱知安町長に届け出ること。	工場立地法
鉱物を採掘する場合	認可	鉱物資源の採掘を行う場合は、鉱業権の設定を受けた後、鉱業実施の基本計画となる施業案を定め北海道経済産業局長の認可を受けること。	鉱業法
鉱物を探査する場合	許可	地震探鉱法による鉱物の探査を行う場合は、北海道経済産業局長の許可を受けること。	鉱業法
砂利を採取する場合	認可	砂利の採取を行う場合は、採取を行う場所ごとに採取計画を定め、知事又は河川管理者の認可を受けること。	砂利採取法

要件	必要な手続等		根拠法令等
岩石を採取する場合	認可	岩石の採取を行う場合は、採取を行う場所ごとに採取計画を定め、知事の認可を受けること。	採石法
河川の流水や敷地の利用を行う場合	許可、届出	河川の流水・土地の占用、土石等の採取、河川敷地内での工作物の新築等、土地の掘削・盛土、竹木の流送、汚物の洗浄、土石のたい積などを行う場合は河川管理者の許可を受けること。また、1日一定量以上の汚水を河川に排出する場合は、河川管理者に届け出ること。	河川法及び河川法施行条例並びに普通河川管理条例
温泉の採取等を行う場合	許可	温泉を湧出させる目的の土地の掘削、温泉の採取、温泉を公共の浴用又は飲用に供しようとする場合は、知事の許可を受けること。	温泉法
ホテル、旅館などの経営を行う場合	許可、届出	ホテルや旅館などの旅館業の経営を行う場合は、知事に許可を受けること。また、施設等の変更や廃止を行う場合は届け出ること。	旅館業法
ゴルフ場の開発を行う場合	事前協議	ゴルフ場の開発については、知事に事前に協議すること。	ゴルフ場開発の規制に関する要綱
一定規模以上の建物等の建設を行う場合	事前協議	ニセコ町内において、一定規模以上の建物等を建設しようとする場合は、ニセコ町長に事前に協議を行うこと。	ニセコ町景観条例
地下水の採取を行う場合	許可	ニセコ町内において、揚水機を使って地下水を採取する場合はニセコ町長へ届け出ること。また、一定規模以上の揚水機を使用する場合は、ニセコ町長の許可を受けること。	ニセコ町地下水保全条例

※本表は、根拠法令等の改正等があった場合は随時更新するものとする。